

1. 小浜市都市計画マスタープラン改訂委員会

(1) 小浜市都市計画マスタープラン改訂委員会設置要綱

小浜市都市計画マスタープラン改訂委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定により、平成13年に策定した都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を改訂するため、小浜市都市計画マスタープラン改訂委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 現行都市計画マスタープランの達成状況の評価や社会・経済情勢の変化を踏まえた課題を抽出する。
- (2) 全体構想の策定
- (3) 地域別構想の策定
- (4) 実現方策の検討
- (5) その他、改訂に関する必要なこと

(組織)

第3条 委員会は、25人以内で構成する。

2. 委員は、次の各号に定める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表
- (3) 市議会の代表
- (4) 行政経験者
- (5) 一般公募

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランが改訂されるまでとする。

(委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により、委員長および副委員長を置く。

2. 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて開催する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業部都市整備課においてこれを処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

(2) 小浜市都市計画マスタープラン改訂委員会委員名簿

部 門		氏 名	職 名
学識経験者	委員長	川 上 洋 司	福井大学教授
	副委員長	野 嶋 慎 二	福井大学教授
各種団体	委 員	上 野 清 治	小浜商工会議所会頭
	〃	村 上 一 司	若狭農業協同組合代表理事組合長
	〃	中 野 貴 耀 (前任)	小浜市区長連合会会長
	〃	富 田 実 (後任)	
	〃	藤 原 喜巳男	若狭おばま観光協会会長
	〃	仲 野 実 (前任)	小浜市農業委員会会長
	〃	仲 井 宗 男 (後任)	
	〃	仲 野 厚	小浜市土地改良協会会長
	〃	河 島 千恵子	小浜男女共同参画ネットワーク
	〃	藤 本 靖 子	〃
	〃	湯 田 辰 夫	小浜市都市計画審議会会長
	〃	浜 岸 吉 満	福井県建築士会若狭支部長
	〃	松 原 芳 彦	(社)若狭青年会議所副理事長
〃	口 出 幾 夫	一般公募	
行 政	委 員	伊 藤 惠 造 (前任)	福井県嶺南振興局長
	〃	五十嵐 嘉 也 (後任)	
	〃	橋 本 栄 治 (前任)	福井県小浜土木事務所長
	〃	高 島 善 弘 (後任)	
	〃	山 本 龍 市 (前任)	小浜市副市長
	〃	東 武 雄 (後任)	
	〃	藤 澤 徹 (前任)	小浜市教育部長
	〃	芝 田 明 和 (後任)	
	〃	大 江 正 男 (前任)	小浜市産業部長
	〃	西 尾 清 順 (後任)	

(敬称略、順不同)

2. 改訂委員会等の開催経緯

平成 22 年 12 月 15 日(水)

第 1 回改訂委員会

- ・小浜市都市計画マスタープランの役割と構成
- ・小浜市都市計画マスタープラン改訂のポイントとまちづくりの主要課題

平成 23 年 3 月 28 日(月)

第 2 回改訂委員会

- ・まちづくりの理念、まちづくりの基本方針
- ・まちの基本的構成、まちの将来像
- ・検討課題～「土地利用方針」および「交通体系整備」に関する重要課題と対応方針～

平成 23 年 6 月～7 月

地域別懇談会

- ・今富地区 : 平成 23 年 6 月 17 日 (金) / 住民出席者 6 名
- ・小浜地区、雲浜地区 : 平成 23 年 6 月 20 日 (月) / 住民出席者 11 名
- ・松永地区、遠敷地区 : 平成 23 年 6 月 21 日 (火) / 住民出席者 8 名
- ・国富地区、宮川地区 : 平成 23 年 6 月 28 日 (火) / 住民出席者 12 名
- ・西津地区、内外海地区 : 平成 23 年 7 月 7 日 (木) / 住民出席者 11 名
- ・口名田地区、中名田地区 : 平成 23 年 7 月 11 日 (月) / 住民出席者 12 名
- ・加斗地区 : 平成 23 年 7 月 21 日 (木) / 住民出席者 8 名

平成 23 年 10 月 17 日(月)

第 3 回改訂委員会

- ・まちづくりの目標
- ・まちづくりの基本方針 (感動まちづくり、土地利用、交通体系)
- ・地域別懇談会の開催報告

平成 23 年 12 月 20 日(火)

第 4 回改訂委員会

- ・まちづくりの目標
- ・分野別まちづくりの方針
- ・地域別構想
- ・実現化方策

平成 24 年 2 月 1 日(水)

第 5 回改訂委員会

- ・実現化方策
- ・改訂小浜市都市計画マスタープラン (素案)

平成 24 年 2 月 10 日(金)～29 日(水) パブリックコメント

- ・[改訂]小浜市都市計画マスタープラン (素案) について

平成 24 年 3 月 16 日(金)

改訂委員会より市長へ報告

- ・[改訂]小浜市都市計画マスタープラン (案) について

3. 用語解説

本文中に（※）印のある言葉

〈あ行〉

■SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、参加するユーザーが互いに自分の趣味、好み、友人、社会生活などのことを公開しあったりしながら、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のウェブサイトの総称。

■アクションプログラム

ある政策や企画等を実施するための具体的な行動計画。

■エコ・コンパクトシティ

人口減少・超高齢化、地方や大都市郊外部での過疎化、財政的制約に伴う都市経営コストの効率化の要請等の課題に対応するために、多くの都市が目指すべきとされる都市づくりの基本的な方向性。

典型的なエコ・コンパクトシティの構造としては、中心市街地や主要な交通結節点の周辺など、都市機能の集積を促進する集約拠点（地域）を位置づけ、集約拠点とその他の地域が道路網や公共交通網で結び付いたネットワーク型の都市構造が想定される。

■オープンスペース

都市や敷地内で、建物の建っていない土地又は空き地。遊び場や歩行者空間などのスペースとして活用される場合もある。

■移動制約者

自動車中心の社会において、移動を制約される人という意味で、運転免許を持たない（持てない）人、自家用車を持たない（持てない）高齢者、子供、障がい者などを指す。交通事故の被害に遭いやすい人という意味もある。

〈か行〉

■カー・セーブデー

車から排出されるCO₂（二酸化炭素）が地球温暖化など環境に悪影響を及ぼしていることに注目し、車の利用をできるだけ控え、代わりに、CO₂ 排出量の少ない公共交通機関や自転車を利用する運動で、福井県が平成20年度から実施している。

■グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然や文化、人々との交流を深め、滞在型の活動をしながらゆとりある長期休暇を楽しむこと。漁村地域の場合は「ブルーツーリズム」と呼ぶこともある。

■ゲリラ豪雨

突発的に発生し、局地的に限られた地域で短時間に降る激しい豪雨のこと。前線や低気圧、台風などに伴う集中豪雨に比べると、ゲリラ豪雨は事前に予測することが難しい。

■コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。また、そういう職業。

■コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。市町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

■コンセプト

概念。観念。創造された作品や商品、物事の全体に貫かれた、骨格となる発想や観点。

■コンパクトシティ

クルマ社会の反省から生まれた都市設計。都市の空洞化、交通渋滞、環境問題などを生んできた自動車中心社会を見直すための施策。歩行者と自動車の共存を目指した公共交通網の整備等を含め、マイカーがなくとも不便なく都市生活を送ることができる社会を目指すもの。

■海岸保全施設

津波・高潮・波浪等の災害、海岸侵食などから背後の人命や財産を防護するための施設。堤防、護岸、離岸堤、潜堤、消波工、突堤、養浜、水門・樋門・陸閘などに区分される。

■買い物難民

過疎化で商店が撤退・廃業したり、高齢で行動範囲が狭くなったりして、食料品や生活必需品の買い物に困る人々を指す。

■既存ストック

一般に、道路や公園などの既に整備されている社会基盤、現有の施設（建築物）などを指す。

■狭隘（きょうあい）道路

道幅が狭くゆとりがない道幅の狭い道路を指す言葉。法律上の定義はなく、建築基準法が施行される前から存在する道路が多い。

■協働

住民、各種団体、企業、自治体など、違う立場や違う活動を行っている個人や団体が、同じ目的のために、対等の立場で連携・協力し合うこと。

■景観法

美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的で活力ある地域社会の実現に向けた、景観の整備・保全に関する総合的な法律。

■景観計画

景観法に基づいて定められる計画で、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観形成に関する方針、建築物の建築等の行為の制限に関する事項等を定める。

■景観条例

景観計画の運用に際して必要な事項を定めたもの。

■建築協定

地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを実現するために、地域の住民が話し合い、建築基準法で定められた以上のルールを定め、全員の同意の下にそれらを守り合うことを制度化したもの。

■公園誘致圏

ある公園に対して、主に徒歩により利用すると考えられる圏域。公園の種類によって分けられており、通常、街区公園で250m、近隣公園で500m、地区公園で1km。

■交通需要マネジメント

自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、交通需要の調整を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組み。

■高度利用地区

用途地域内における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための地区。建築物の容積率の最高限度と最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置を制限する。

■小売吸引力指数

地域が買物客を引き付ける力を表す指標で、指数が1.000以上の場合は、買物客を外部から引き付け、1.000未満の場合は、外部に流出していると見ることができる。

■高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者が安全に安心して居住できるよう、バリアフリー化され、緊急時対応サービスの利用が可能な賃貸住宅。

■国土形成計画（全国計画、広域地方計画）

国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画であり、我が国全体を対象とする「全国計画」と地方ブロックごとに定める「広域地方計画」から構成される。

〈さ行〉

■スローライフ

時間に追われずに、余裕をもって人生を楽しもうという概念、あるいはこの概念に沿った生活様式のこと。

■ゾーニング（土地利用）

ある特定の目的を達成するために、地域を一定の範囲で区分すること。

■災害時要援護者

高齢者、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人など、災害時または災害の危険があるときに、情報入手ができない・困難な人、情報を入手しても適切な行動ができない・困難な人。

■再生可能エネルギー

石油・石炭などの限りがあるエネルギー資源（化石燃料）に対して、太陽光・太陽熱・水力・風力・バイオマス・地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。

■里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

■市街地再開発事業

計画的な市街地形成を図るため、道路・公園・下水道等の公共施設の整備と合わせて、宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業の総称。

■視点場（してんば）

景観を眺める人の位置（場所）。その場所の状態によって景観の感じ方が変わる。

■社会資本

国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設。道路、港湾、工業用地などの産業関連社会資本と、下水道、公営住宅、病院、学校など生活関連社会資本に大別される。

■社叢（しゃそう）

社寺内にある森。社寺林。

■自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

■自主防災組織

自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、地域住民が自主的に結成する防災組織。

■自助・共助・公助（防災）

「自助」は、自分の命や生活は自分で守る努力をすること。

「共助」は、たくさんの自助がそれぞれに頑張ってお互いを支えあうこと。

「公助」は、個人や地域などではできないことを行政や公共の機関・団体などが担うこと。

■重要伝統的建造物群保存地区

城下町、宿場町、港町、農漁村集落などに残る伝統的な建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市町村が決定した地区（伝統的建造物群保存地区）のうち、市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断して国が選定する地区。

■循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。

■準防火地域

市街地における火災の危険を防除するために、都市計画法に基づいて定める地域。準防火地域内においては、建築物の規模に応じて、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

■水源涵養（すいげんかんよう）

森林の土壌が有する機能で、降水を貯留することで河川へ流れ込む水の量を平準化し、洪水の緩和や川の流量を安定させる。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

■生活環境保全林

森林の機能の一つである保健休養機能を発揮するために、治山事業の一環で整備された森林。森林空間を森林浴などのレクリエーションの場として活用するため、森林内に遊歩道や東屋等の利用施設が整備されたもの。

■成熟社会

都市が人口や経済活動などに関して、考えられる範囲での成長のピーク段階を過ぎ、新たな状況へ移りつつある状態を想定した社会。

■選択と集中（まちづくり）

企業の競争戦略上、得意とする、あるいは得意としたい事業分野を絞り込み、そこに経営資源を集中するという企業経営の考え方をまちづくりに応用したもの。

■総合治水対策

治水安全度を高めるために、「河川改修」のみならず、「公園や校庭等を利用した雨水貯留対策」、「水田や森林の保水機能の向上」、「高床式建築物や宅地の嵩上げなど建築・宅地形態の誘導」、「災害危険区域等による土地利用の規制・誘導」などの方策を組み合わせた取組み。

〈た行〉

■ツイッター

ブログと電子メールの中間的な位置付けのコミュニケーション・ツール。140字以内の短文のみに対応する点が特徴の一つであり、投稿することを「ツイート（つぶやき）」と呼ぶ。

■地球温暖化

大気中のCO₂（二酸化炭素）など、熱を吸収する性質がある温室効果ガスが人間の経済活動等に伴って増加する一方、森林の破壊等によってCO₂の吸収が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のこと。

■地区計画

一体の地区として、それぞれの特性にふさわしい良好な街区を形成し、保全するために指定する地区。建築物の用途や形態、敷地の形状などに対する制限、道路や公園などの公共施設の配置を一体として定めることができる。

■地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。また、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組み。

■地方分権改革

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、国と地方の役割分担や国の関与の在り方について見直しを行い、これに応じた税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を進めるとともに、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図る取組み。

■着地型観光

地域住民が主体となって観光資源を発掘・プログラム化し、旅行商品としてマーケット（市場）へ発信して集客を行う観光事業への一連の取組み。

■津波避難ビル

津波による浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急に避難・退避する建築物。

■低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指すもの。

■電動アシスト付自転車

電動モーターによって人力の補助を行うことで、楽に走行できる自転車。

■特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）において、その良好な環境の形成又は保持のために、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物等の用途の制限を定める区域。

■特別用途地区

用途地域内において、地域の特性を活かして特定の用途の建築物の保護や制限を行うために、基本となる用途地域を補完して定める地区。その制限は、市町村の条例によって行われる。

■都市計画区域

中心市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人口・土地利用・交通量などの動き、都市の発展の見通し、地形などからみて、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を都市計画区域として指定する。

■都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

福井県が都市計画区域ごとに策定する計画で、都市計画の目標、市街化区域・市街化調整区域の区域区分の有無、土地利用・都市施設の整備・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定める（平成 23 年度より改訂作業中）。

■土地区画整理事業

市街地開発事業の一つで、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図ることを目的に、土地の交換分合（換地・減歩）により、道路・公園などの公共施設を整備する事業。

〈は行〉

■PDCAサイクル

Plan(計画)→Do(実施・実行)→Check(点検・評価)→Action(処置・改善)の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図っていかうとする考え。

■ハザードマップ

災害予測図。一般的には、地震、水害、土砂災害等の災害に対して危険な地域を地図上に示したもの。

■バリアフリー

住宅、地域施設、交通施設等の生活環境において、普通に生活することを阻む障壁（バリア）をなくすこと。

■パークアンドライド

最寄りの駅や停留所などの近く（駐車場）に車を駐車し、そこから鉄道やバス等の公共交通機関に乗り継ぐ移動方式。交通渋滞対策および環境汚染対策の一環として推進されている。

■ヒートアイランド現象

アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などによって、周辺地域よりも温度が数度高くなる現象で、等温線を描くと高温の地域が島の形に似ることから、ヒートアイランド現象と呼ばれる。

■ビオトープ

その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、人工的につくられた植物や魚、昆虫が共存する空間を呼ぶことが多い。

■フェイスブック

元々は学生向けに特化してスタートしたSNSサイトの一種で、2004年にアメリカでスタートした。2006年以降は一般にも開放されて、誰でも使うことができるようになっており、「友達や同僚、同級生、仲間たちと交流を深めること」を目的としているのが特徴の一つ。

■ブルーーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

■ブログ

特定の話題について書き綴った文章や感想、画像などを時系列順に配置した日記的なウェブサイトのこと。

■プロジェクトチーム

特定の企画・プロジェクト等を遂行するために、特別に編成されたチーム（組織）のこと。

■ポケットスペース

建築物の配置を工夫するなどして生み出される小さな空間。道路脇や街区内などにできたわずかな空間。

■ポケットパーク

道路脇や街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園又は休憩所。地域の生活環境を良くすることを重視し、気軽に休める憩いの場となる。

■ふるさと文化財の森

国宝や重要文化財などの文化財建造物の修理に必要な木材や檜皮、茅、漆などの資材の供給および研修林とすることを目的として、文化庁が指定する森林の区域。

■販売農家

経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

■文化的景観

地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの。

■防災行政無線

防災無線の一種で、災害時において都道府県や市区町村が住民に情報を提供するための無線システム。

〈ま行〉

■まちづくり協定

土地や建物の所有者および賃借権を有する人達が、自分達の地区の環境整備に関する事項や地区施設の維持管理に関する事項、その他まちづくり全般に関することについて、協議を重ねて結んだ任意の協定。

〈や行〉

■UJIターン

一般に「Uターン」は、地方出身者が、再び出身地に移り住むこと。

「Jターン」は、地方出身者が、出身地には戻らず、都市と出身地の間の地域に移り住むこと。

「Iターン」は、都市で生まれ育った者が、地方に移り住むこと。

■ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、全ての人が使いやすいように、製品・建物・環境等をデザインすること。

■用途地域

それぞれの土地利用にあった環境を保ち、また、効率的な活動を行うことができるよう、各地域にふさわしい建物の用途、形態（建ぺい率、容積率、高さ等）などのルールを定めて、機能的で良好な都市環境をつくる制度。

〈ら行〉

■ライフライン

電気・ガス・水道・交通網・通信網など、日常生活に不可欠な施設・設備・システムの総称。

■6次産業化

農山漁村が生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、地域に新たな所得と就業の機会を生み出し、活性化につなげていこうという取組み。

■緑地協定

市街地の良好な環境を確保するために、一団の土地の所有者等の全員の合意により、その区域における樹木等の種類、垣又は柵の構造などの緑化に関する事項について締結した協定で、市町村長の許可を受けたもの。